**平成２２年（フ）第１９０４０号**
東京都世田谷区若林１丁目26―３
債務者　内田　弘美
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１９０４６号**
東京都三鷹市牟礼６丁目25―23―205
債務者　幸　　國正
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１９０４７号**
東京都三鷹市牟礼６丁目25―23―205
債務者　幸　　泰子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１９０４９号**
東京都世田谷区池尻３丁目21―25―202
債務者　近藤あゆみ
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１９０５０号**
千葉県鎌ケ谷市東初富１丁目５－３
債務者　高山美江子
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１９０６２号**
東京都渋谷区本町２丁目４―10―201
債務者　工藤　照男
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１９０６７号**
東京都羽村市富士見平２丁目１―14　丸順ハイツⅠ305
債務者　當真ファンこと　トウマ　アラカキ　ファン　バレンティン
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４７３号**
静岡県牧之原市細江1657番地３　ＳｕｒｐＬｕｓ睦202、旧住所静岡県牧之原市坂部2763番地
債務者　逸見　文夫
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第４７４号**
静岡県牧之原市細江1657番地３　ＳｕｒｐＬｕｓ睦202、旧住所静岡県牧之原市坂部2763番地
債務者　逸見　清美
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月19日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１５５４号**
東京都調布市飛田給１丁目30番地２ＬＵＣＫむさしの605
債務者　小池　　愃
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１８９０９号**
千葉県市川市北方町４丁目1914―４―212
債務者　高橋ペルリタこと　タカハシ　ペルリタ　フェンテス
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８９７８号**
東京都葛飾区細田１丁目23―３―502
債務者　金谷美由規
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１８９７９号**
埼玉県戸田市喜沢１丁目14―10
債務者　鈴木　玲子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１９０２８号**
東京都杉並区和田３丁目56―12―401
債務者　長澤　正彦
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１５４７号**
東京都八王子市楢原町279番地３
債務者　高野　祐紀
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１５６３号**
東京都町田市本町田2528番地公社住宅ハ９―403
債務者　黒川　　恵
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

第明治三十五種郵便物認可